

文化財修理及び防災事業 (文化財保護事業補助金)

文化財・生涯学習課

1 事業目的

県民共有の財産である文化財の管理は、文化財の所有者等が行うが、修理・防災事業には多額の費用を要するため、国、県、市町村が所有者等を支援することで、文化財を安定的・継続的に保護・継承するとともに、その活用を図る。

2 事業内容

(1) 補助対象文化財

国指定文化財及び県指定文化財

県は、県指定文化財への補助を主に行い、国指定文化財に対しては、国の補助に併せて県が上乗せ補助を行う。

(2) 補助対象事業

文化財の管理、修理、復旧等の保存及び活用に要する事業

➤災害等による文化財の損害を防ぐため、防災、防火、防犯に関する事業も対象

(3) 所有者の負担軽減

個人や団体等の所有者の財政力及び事業規模に応じ補助率を設定

指定	所有者	主な補助対象事業	国補助率	県補助率※
国	市町村	○建造物の修理、防火・防災対策 ○美術工芸品の修理、防火・防災対策	50%	3% (上乗せ)
	市町村以外	○史跡の修理、復元整備 ○記念物保存活用計画の策定	50～85%	1～7.5% (上乗せ)
県	市町村	○祭り等無形民俗文化財で使用する屋台、用具等の修繕、更新	/	1/3
	市町村以外	○文化財の公開や活用		1/3、1/2、2/3

※千円未満切り捨て

(4) 令和4年度補助予定事業 (55件)

[国指定] 38件

- ・重要文化財「真田信之霊屋宝殿」(長野市) 保存修理工事
- ・重要文化財「旧三笠ホテル」(軽井沢町) 解体修理工事 など

[県指定] 17件

- ・県宝「池口寺薬師堂」(大桑村) 災害復旧工事
- ・名勝「御三甕の滝」(南相木村) 災害復旧工事 など

3 令和4年度予算額 8,538万9千円